

第4次つるが 男女共同参画プラン

誰に相談したら
いいかわからない

家庭内の不和や
いざこざで
悩んでいる

男女関係のトラブル
で悩んでいる

ひとりで悩まずご相談ください

電話・面談・メールなどの方法で
女性相談員が相談を受け
相談内容に応じた支援を行います。

パートナーからの
暴力(DV)で
悩んでいる

人に言えない
悩みがある

敦賀市男女共同参画センター
女性相談窓口

〒914-0051 敦賀市本町2丁目1番20号(南公民館3階)
☎ 0770(23)5411 E-mail: danjo-soudan@ton21.ne.jp
※メールでの相談の場合は、受信ができるように設定を確認してください。

相談は無料です。秘密は固く守ります。

相談時間▶ 平日、第2・第4土曜8:30～17:15(第1・第3金曜のみ20:00まで)
※日曜、祝日、年末年始(12/29～1/3)は除く。

夜間女性相談(電話のみ)

福井県総合福祉相談所
17:15～22:00
☎ 0776(24)6261

男性DV相談(電話・面接[要予約])

毎月第1・2・3・4水曜日
9:00～13:00(祝日は除く)
☎ 080(8690)0287

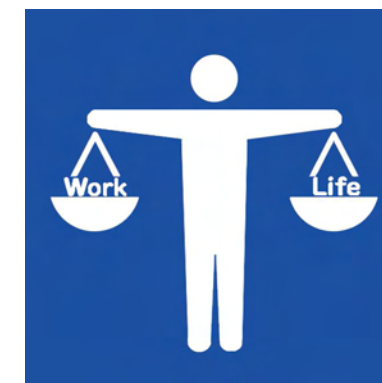
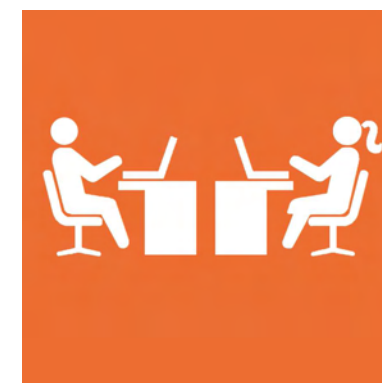
セクシュアル・マイノリティ(LGBT等)相談(電話・面談)

福井県人権センター
火曜～金曜日、第2・4日曜日およびその前日の土曜日
9:00～17:00(祝日、年末年始は除く)
※偶数月の第2金曜は敦賀市内の移動相談あり 相談時間: 13:00～16:00
☎ 0776(29)2111

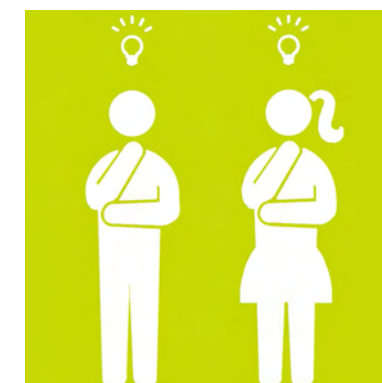
※各相談機関の連絡先、相談時間等は本紙発行時のものです

発行：敦賀市企画政策部市民協働課 (令和3年3月)

敦賀市本町2丁目1番20号 男女共同参画センター内
TEL: 0770(23)5411 FAX: 0770(23)5662



Tsuruga's
plan for
gender-equal
society



敦 賀 市

つるが男女共同参画プランとは？

敦賀市では、男女が互いにそれぞれの考え方や生き方を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて「つるが男女共同参画プラン」を策定し、総合的かつ計画的に関連する施策に取り組んでいます。

男女共同参画社会の実現を一層推進していくため、社会情勢の変化を取り入れるとともに、これまでの成果や課題、敦賀市の現状等を踏まえ、令和3年度から5箇年を計画期間とする「第4次つるが男女共同参画プラン」を策定しました。

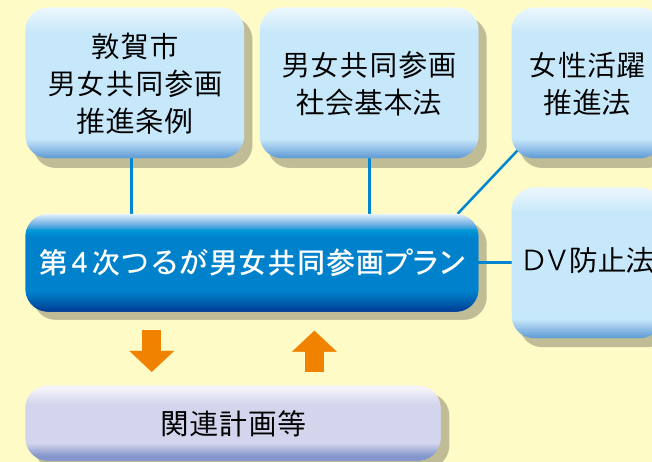


プランの役割と位置付け

本プランは、「敦賀市男女共同参画推進条例」に基づく基本計画であり、「男女共同参画社会基本法」に規定されている市町村男女共同参画計画にあたるものです。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に規定されている計画にも位置付けています

本プランを通じて、市が実施する取り組みを明確にするとともに、それらの取り組みを通じて市民や団体、地域、事業所における男女共同参画を推進します。

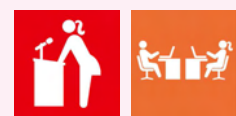


基本理念

男女共に自分らしく生きていけるまち 敦賀

プランの体系

基本目標 1



女性が活躍しやすいまち

基本課題・施策

- (1) 政策決定・推進の場における女性参画の拡大
 - 意思決定の場における女性活躍の推進
 - 事業所等における女性活躍の推進
- (2) 雇用における男女共同参画の推進
 - 女性の就職・再就職等の支援
 - 性別にかかわらず、個性と能力が発揮できる自由な職業選択の推進

基本目標 2



男女共に仕事と生活の調和ができるまち

基本課題・施策

- (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現
 - 多様な働き方を尊重した、職場におけるワーク・ライフ・バランス実現の推進
 - 仕事と子育て・介護等の両立の支援
- (4) 男女が共に担う家庭生活づくり
 - 男性の家事・子育て・介護等への参加の推進
 - 男女共に育児休業や介護休業を取りやすい環境の整備
- (5) 男女共同参画の意識醸成
 - 子どもや若年層に対する男女平等意識の浸透
 - 家庭、職場、地域等における男女共同参画推進のための学習機会、意識啓発の充実

基本目標 3



男女が共に支えあい、安心して暮らせるまち

基本課題・施策

- (6) 性差別・パートナー間における暴力等の根絶
 - 性差別・パートナー間における暴力等に関する相談体制、防止啓発の充実
 - 妊娠・出産等に関する健康と権利の促進
 - セクシュアル・マイノリティへの理解の促進
- (7) 男女共同参画の視点からの防災対策の推進
 - 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立と普及啓発
- (8) 男女共同参画社会の推進体制強化
 - 男女共同参画を推進する市民活動団体等との連携や支援
 - 行政における男女共同参画の推進体制の充実

市民・事業所の行動指針

市民の取り組み

- ・女性のリーダーを増やそう
- ・仕事も私生活もどちらも大切にしよう
- ・性別で役割を決めるのはやめよう
- ・家事、子育て、介護に男性も積極的に取り組もう
- ・性別は男性と女性以外にもあることを理解しよう

事業所の取り組み

- ・女性の職員や管理職を増やそう
- ・女性の意見を積極的に取り入れよう
- ・有給休暇等を取りやすい職場環境を作ろう
- ・協力して超過勤務を減らそう
- ・多様な働き方ができる職場にしよう